

ぐんまユニバーサルツーリズム特設サイトにおけるコンテンツ制作・掲載業務
企画提案要領

1 業務の名称

ぐんまユニバーサルツーリズム特設サイトにおけるコンテンツ制作・掲載業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県では、誰もが気兼ねなく参加できる旅行である「ユニバーサルツーリズム」を推進している。令和6年度、ユニバーサルツーリズムのターゲット層に向けた情報発信を図るため、県観光公式HP「心にググッと観光ぐんま」内に本県のユニバーサルツーリズムに関する特設サイトを開設した。

本業務は、開設した特設サイトをより充実させるために、現地調査の上、障害のある方や移動に不安がある方等でも周遊可能なモデルコースを作成し、特集記事として掲載することを目的とする。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

2,800 千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

- ・委託上限額での契約を保証するものではありません。
- ・応募に要する経費は含みません(提案者の負担とする。)
- ・採用された事業者には採用された企画提案に基づき、県と業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

6 応募資格

次の条件をすべて満たしていること

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税を滞納していない者

- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

(1)参加申込

令和7年8月25日(月)午後5時 必着 ※詳細は下記8のとおり

(2)質問受付

令和7年8月25日(月)午後5時まで ※詳細は下記9のとおり

(3)応募期限

令和7年9月5日(金)午後5時 必着 ※詳細は下記10のとおり

(4)審査・結果発表

令和7年9月中旬 ※詳細は下記11のとおり

8 参加申込み

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式1)」を電子メールにより提出してください。

(1)提出期限 令和7年8月25日(月)午後5時 必着

(2)提出先 群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課事業推進係

電子メール送付先: kankouka@pref.gunma.lg.jp

※電子メールの件名を次のとおりとしてください。

【参加申込】UT_記事コンテンツ制作・掲載業務(企業名)

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者より質問を受け付けます。

(1)受付期間 令和7年8月25日(月)午後5時 まで

(2)質問様式 質問様式(様式2)による。

(3)質問方法 電子メールによる。

(4)提出先 群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課事業推進係

電子メール送付先: kankouka@pref.gunma.lg.jp

※電子メールの件名を次のとおりとしてください。

【質問】 UT_記事コンテンツ制作・掲載業務 (企業名)

(5)その他 質問に対する回答は、令和7年8月27日(水)までに質問者及び参加申込の意思表示があった業者へ、電子メールで回答します。

10 応募の手続き等

(1)提出書類

- ア 企画提案書表紙(様式3) 1部
- イ 企画提案書本体(任意様式) 1部
- ウ 業務実施体制表(様式4) 1部
- エ 作業工程(任意様式) 1部
- オ 費用見積書(任意様式) 1部

宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

- カ 会社概要(パンフレット等) 1部
- キ 法人登記簿謄本(*) 1部
- ク 決算書(*) 1部
- ケ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)(*) ... 1部
- コ その他資料(適宜)

※ *印の付いた書類については、「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

(2)提出期限 令和7年9月5日(金)午後5時 必着

(3)提出方法 電子メールによる。

(4)提出先 群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課事業推進係

電子メール送付先: kankouka@pref.gunma.lg.jp

※電子メールの件名を次のとおりとしてください。

【資料提出】UT_記事コンテンツ制作・掲載業務(企業名)

(5)応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上複製を作成することがあります。

(6)その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

11 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。審査において最も優れた企画提案を提出した事業者を委託業者の優先交渉事業者として決定し、委託契約の交渉を行います。なお、審査結果は、令和7年9月中旬をめぐり、応募者全てに文書により通知します。

【審査基準】

- ・趣旨・目的の理解に関すること(事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解)
- ・企画提案内容に関すること(企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法)
- ・実施体制等に関すること(業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績)
- ・積算に関すること(見積金額の妥当性)
- ・総合評価(全体的な整合性)

12 契約

- ・上記11において選定された者を事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

13 その他

- ・本公募の参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- ・提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- ・提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・参加申込書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面により提出すること。
- ・本業務により得られた成果(撮影した写真・動画の著作権を含む)は、群馬県に帰属する。
- ・本業務は、内閣府所管の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。